

高浜原発 規制委が許可

3・4号機 地元同意手続きへ

関西電力高浜原発（福井県）が再稼働に向け、新たな段階を迎えた。原子力規制委員会が12日、3、4号機の安全対策について新規制基準を満たすとして許可。今後、関電は地元同意手続きに入る。再稼働へ先行する九州電力川内原発（鹿児島県）と異なり、30キロ圏には他府県が含まれ、手続きへの関与を求めている。同意を得る範囲が川内と同様に最小限にとどまるかが焦点になる。

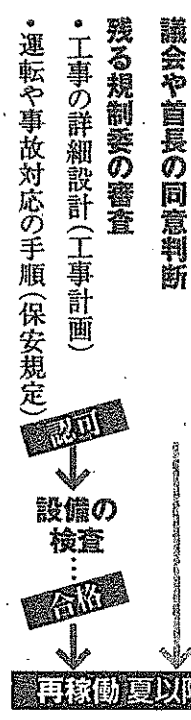
▼3面〓残る課題、9面〓関電なぜ再値上げ申請、31面〓周辺自治体置き去り

再稼働 夏以降か

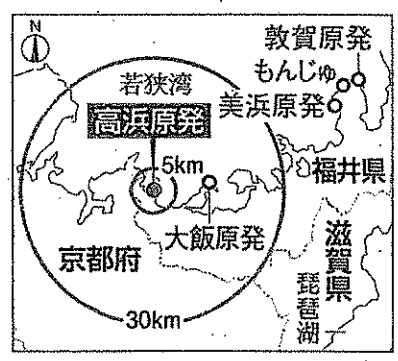
規制委の許可は川内原発が整う可能性が高い。この1、2号機に次ぎ2例目は、規制委が昨年12月以降に夏以降に再稼働の条件

が整う可能性が高い。この日は、規制委が昨年12月にまとめた審査書案に寄せら

高浜原発再稼働に向けた今後の流れ



議論や首長の同意判断
 残る規制委の審査
 ・工事の詳細設計（工事計画）
 ・運転や事故対応の手順（保安規定）
 れた3615件の意見の概要を公表、表現などを修正し審査書を正式決定した。意見では、付近の原発で同時に事故が起きた場合の対策や、使用済み燃料から取り出したプルトニウムを含む燃料を使う「プルサーマル」の安全性をめぐる指摘もあった。規制委は、それぞれの原発で事故が起き



ても対応できることを確認し、燃料の特性も考慮した

との回答を示した。今後は、規制委による残りの認可手続きと、地元での同意手続きが並行して進むことになる。規制委は、詳しい設計を記した「工事計画」と、運転や事故時の手順を定めた「保安規定」を審査。工事計画の認可後に設備を検査する。

同意の手続きや対象範囲に法的な定めはない。川内原発では、周辺の自治体から関与を求める声が上がったが受け入れられず、原発がある薩摩川内市と鹿児島県のみに限られた。関電も、福井県と地元の高浜町が同意すれば再稼働の条件を満たすとしている。

12日午後、許可証を受け取った関電の森中郁雄常務執行役員は「高浜町と福井県からご理解をもちうのがスタート」と話した。福井県は残りの二つの認可が出てから同意の判断をする意向だ。
 (川原千夏子)